

行政監査結果報告

神戸市監査委員	近 谷 衛 一
同	寺 坂 光 夫
同	福 浪 睦 夫
同	吉 田 謙 治

地方自治法第199条第2項の規定に基づき実施した平成14年度行政監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

1 監査のテーマ

「学校園における準公費等の取扱いについて」

学校園における準公費とは、学校教育活動を推進していくため必要となる経費のうち、公費外の経費で保護者から徴収する経費をいい、教職員が職務として取り扱っている。準公費については、公費でないことから市の会計規則等の適用がなく、財務監査、会計室の審査が行われていないが、準公費を対象として学校会計事務標準化要綱（以下「標準化要綱」という。）が昭和61年4月1日から施行されており、帳票類の様式及び事務処理手続の統一化が図られている。

今回、財務監査の対象とならない準公費について、標準化要綱等にもとづいて適正に会計処理されているかを主眼に行政監査を実施した。なお、学校園における保護者からの徴収金のうち標準化要綱では対象とされていない同窓会費及びPTA会費についても、職務上教職員が出納、保管している限りにおいて、今回の行政監査の対象としている。

2 監査の対象

神戸市立の学校園において取り扱われている準公費、同窓会費及びPTA会費（以下「準公費等」という。）で、主として平成13年度における徴収、支出及び保管状況について監査を行った。

3 監査の期間

平成14年7月9日～平成15年3月12日

4 監査の方法

準公費等の学校園での取扱状況を調査票により調査を行うとともに、校園種、児童生徒数等を考慮して抽出した29校園（第1表）について、標準化要綱等に基づき準公費等が適正に取り扱われているかの観点から、出納簿等の会計書類、預金通帳の確認、担当教職員からの実情聴取などの方法により実地監査を行った。

5 監査の項目

(1) 徴収額の決定

ア 徴収額は適正に決定されているか。

(2) 会計組織等

ア 事務を相互に牽制できるよう整備されているか。

イ 帳簿等の整備保管は適正か。

(3) 徴収事務

ア 徴収方法は、効率的かつ適正か。

イ 徴収状況を的確に把握しているか。

(4) 徴収金の保管

ア 安全確実な保管がなされているか。

(5) 経費の支出

ア 経費支出についての契約手続きは適正か。

イ 経費支出の内容は適正か。

ウ 経費支出の手続きは適正か。

(6) 決算等

ア 学校園長は、準公費等の取扱いについて適宜検査するとともに、帳簿残高と預金残高の確認をしているのか。

イ 年度末に余剰金の精算を行っているか。

ウ 保護者に対して決算の報告を適時にしているか。

6 監査の結果

平成13年度における学校園(327校園)の準公費等の取扱い額は、104億6,283万円(給食費等教職員からの徴収金等を含む。)となっている(第2表)。

準公費等の取扱いについては、標準化要綱等に従っておおむね適正に行われていると認められたが、事務の一部について改善または検討を要する事例が見受けられたので、今後適正な事務処理に努められたい。

以下、準公費、同窓会費、PTA会費の順に監査結果を述べる。

(1) 準公費

ア 徴収額の決定

準公費として徴収されている経費としては、教材費、実習費等の教科学習に直接必要な経費のほか、校外学習費、修学旅行費、日本体育・学校健康センター費、学校給食費等の学校運営全体として必要な経費がある。これらの経費は、幾つかの費目にまとめられて徴収されており、準公費の費目区分例は第3表のとおりである。また、抽出校における一人当たり準公費等の年間徴収金額は、第4表～第8表のとおりである。

学校園においては、給食費等の徴収額が所定の費目を除いて、各学校園の年間学校活動計画に基づき各費目の徴収額を決定している。徴収額の決定に当たっては、学校園長、教頭・事務長、関係教職員からなる予算委員会等において、教材費等を具体的に経費積算するとともに、前年度実績等を考慮した検討がなされていた。

しかしながら、前年度からの繰越金が生じている場合に、繰越金を控除して当年度の徴収額を決定していないため、当年度末においても多額の次年度繰越金が生じている費目の事例が見受けられた。(港島中学校、丸山中学校)

前年度からの繰越金がある場合は、繰越額を控除して当年度の徴収額を決定するべきである。

イ 会計組織等

(ア) 相互牽制の体制

会計事務の処理に当たっては、複数の者が担当することが必要とされている。徴収事務については、収納が原則として口座振替により行われており、現金徴収分は学級担任が受領し、費目の総括者が集計する体制となっていた。

経費支出における物品調達決議者と支出決議者については、複数の者による分担体制がおおむねとられていた。なお、小規模の学校園においては、教職員数が少数であることから、同一人が両決議者となっていたが、他学年担当者による出納簿等の相互点検の対応が

図られており、事務を相互に牽制できるように整備されていると認められた。

(イ) 帳簿等の整備保管

支出決議書、徴収台帳等のほか、会計における収入・支出の経理を記載する帳簿として出納簿をかならず整備することとし、支出の取り消し、収入の取り消し(返金)の記載に当たっては、それぞれ戻入、戻出として赤字で金額を記載するとされている。出納簿は、収入または支出の行われた日付により記入し、預金通帳残高と出納簿残高とは常に一致するものとされている。

しかしながら、出納簿を整備せずに、預金通帳等で会計管理している事例が見受けられた。

(平野中学校、友生養護学校)

出納簿を整備して会計管理するべきである。

また、支出の取り消しを収入扱いで、収入の取り消し(返金)を支出扱いで処理している事例が見受けられた。

(向洋小学校、中央小学校、荒田小学校、原田中学校、横尾中学校、本多聞中学校、平野中学校、からと幼稚園、名谷こすもす幼稚園、岩岡幼稚園)

戻入、戻出の会計処理を適正に行うべきである。

ウ 徴収事務

(ア) 徴収方法

準公費の徴収に当たっては、「学校徴収金納入についてのお願い」等を年度当初に保護者に配布したうえで、抽出学校園においては原則として銀行口座振替により徴収され、徴収金は各費目の預金口座に振り分けられて直接入金されており、適正かつ効率的に徴収されていた。

しかしながら、口座振替不能となって現金徴収する場合等に、領収書等が発行されていない事例が見受けられた。

(からと幼稚園、名谷こすもす幼稚園、岩岡幼稚園、友生養護学校)

現金徴収の場合には、領収書等が発行するべきである。

また、授業料と準公費を合わせて現金徴収する際に、合算した金額で領収書を発行している事例が見受けられた。

(兵庫商業高等学校)

公費と準公費の領収書は，それぞれ別に発行するべきである。

(イ) 徴収状況の把握

個人別の徴収状況については徴収台帳等によりの確に把握管理されていた。

しかしながら，徴収金を収納し，預金口座に入金するに当たって，収入決議がとられていない事例があった。

(実地監査対象の各小学校，原田中学校，須佐野中学校，本多聞中学校，平野中学校，小束山幼稚園)

標準化要綱では収入決議は規定されていないが，全体としての徴収状況の把握に必要と考えられるので，収入決議を検討されたい。

エ 徴収金の保管

徴収金は，費目の会計別に校園長を名義人とする預金口座に入金して管理することとされている。また，預金通帳は施錠可能な金庫に保管し，口座印鑑は校園長が直接保持することとされており，おおむね適正に管理されていた。

しかしながら，預金通帳の管理について，支出担当教職員の机の鍵付き引き出しに保管されている事例が見受けられた。

(向洋小学校，中央小学校，荒田小学校，桜の宮小学校，東須磨小学校，舞子小学校，港島中学校)

預金通帳は，施錠可能な金庫に保管するべきである。

オ 経費の支出

(ア) 契約手続き

物品購入等に当たっての契約方法としては，競争入札が原則であるが，準公費会計にあつては，見積もり合わせをすることが望ましいとされている。

しかしながら，文集印刷費，卒業アルバム作成費等高額な経費支出にもかかわらず，見積もり合わせが実施されていない事例が大部分の学校で見受けられた。

高額な経費の支出についての契約に当たっては，適宜，見積もり合わせを行うべきである。

(イ) 経費支出の内容

経費の支出にあたっては、児童生徒にとって必要かつ最小限のものかどうか、また、公費で支出すべきものかどうかを慎重に検討し、準公費として負担せざるを得ないものを支出するとされている。

しかしながら、公費で支出すべき経費が準公費から支出されている事例が見受けられた。

(原田中学校、港島中学校、須佐野中学校、丸山中学校、横尾中学校、本多聞中学校、平野中学校、御影幼稚園、名谷こすもす幼稚園、小束山幼稚園、岩岡幼稚園)

経費支出の必要性とともに、公費と準公費の負担区分を明確にし、適正な経費を準公費から支出すべきである。

また、同窓会名簿の発行が同窓会規約に事業として明記されているにもかかわらず、準公費の費目から支出されている事例が見受けられた。(横尾中学校、本多聞中学校)

同窓会規約に従って、適正な支出をするべきである。

(ウ) 経費支出の手続き

経費の支出は、金額の確定、物品の納入等契約の履行後、正当な債権者に支払う(以下「一般支払」という。)のが原則で、その特例として前渡金払い、立替払いが認められている。支払方法としては、口座振込みを原則的な支払手段として、支出決議書には支払証拠書類を添付することとされている。また、現金払いは、支払い時までの現金保管の適正化に留意すべきとされている。

経費支出の手続きについてはおおむね適正になされていたが、一部に次のような改善を要する事例が見受けられた。

後日に一般支払で支出すべき経費を合わせて、前渡金払いにより支出しているため、前渡金の精算が遅れている事例が見受けられた。

(鶴甲小学校、本山中学校)

前渡金の支出にあたっては、即時支払をしなければならない経費等を対象として必要の都度支出し、精算は速やかに行うべきである。

前渡金の精算がなされていない事例が見受けられた。(横尾中学校)

精算を行うべきである。

費目の預金口座から現金を出金した後、実際の支払いが速やかに行われていない事例が見受けられた。
(兵庫商業高校, 名谷こすもす幼稚園)

実際の支払いをする時期に預金口座から出金し、出金後は速やかに支払うべきである。

物品が納品される前に、その経費全額を支出している事例が見受けられた。

(井吹東小学校)

経費の支払いは、履行確認後に行うべきである。

支払証拠書類として、領収書の取りもれ、また個々人の領収書を取る必要がある場合にもかかわらず代表者の領収書しか取っていない事例が見受けられた。

(名谷こすもす幼稚園)

必要な領収書を取り、支出決議書に添付するべきである。

年度当初で資金が不足しており 教職員が経費を立替えている事例が見受けられた。

(向洋小学校, 丸山中学校)

他会計からの資金借り入れ、計画的な徴収等により、教職員の立替が生じないようにするべきである。

カ 決算等

(ア) 会計の検査

校長は、学校園で処理する準公費会計について適宜検査を行い、学期末ごとに預金残高と帳簿残高を確認することとされている。

しかしながら、学期末ごとの点検確認が行われていない事例が見受けられた。

(横尾中学校, 平野中学校, 友生養護学校)

学期末ごとの預金残高確認を行うべきである。

(イ) 年度末の剰余金の精算

児童費に剰余金が生じた場合、3月分の徴収額を減額する等して調整を行うこととされており、他の費目においても、剰余金の精算が必要である。

しかしながら、繰越理由がないにもかかわらず、年度末の精算が行われていないことが

ら、繰越金が多額となっている費目の事例が見受けられた。

(本山中学校 , 須佐野中学校 , 御影工業高等学校)

年度末には、剰余金の精算を適正に行うべきである。

(ウ) 保護者への決算報告

準公費会計における経費の支出結果については、児童生徒に対して何を支出したのかが保護者によくわかるよう、年度が終了し、またその取扱いが完了したときは、各費目会計ごとに速やかに決算を行い、保護者に報告することとされている。

しかしながら、会計費目により保護者への決算報告がされていない事例が見受けられた。

(本山中学校 , 須佐野中学校 , 丸山中学校 , 横尾中学校 , 御影工業高等学校 , 兵庫商業高等学校)

準公費のすべての会計費目について、保護者への決算報告を行うべきである。

また、保護者への決算報告書の内容として、費目会計総額の収支状況、年度末剰余金が生じた場合の1人当たり返金額、返金時期等が記載されていない事例が見受けられた。

(荒田小学校 , 原田中学校 , 御影工業高等学校 , 兵庫商業高等学校)

会計決算内容を明瞭に表示するとともに、保護者にとって分かりやすい決算報告とされたい。

(2) 同窓会費

大部分の小学校、中学校及び幼稚園においては、同窓会が自ら運営する組織としては確立しておらず、実質的に学校園が同窓会の会計管理の責務をになっている状況であった。したがって、同窓会費については準公費に準じた取扱いが求められるところであり、次のような改善または検討を要する事例が見受けられた。

出納簿を整備しないで、預金通帳で会計管理している事例が見受けられた。

(中央小学校 , 広陵小学校 , 本多聞中学校 , 平野中学校)

出納簿を整備して、会計管理を行うべきである。

同窓会の総会、理事会等が開催されておらず、学校園外への決算報告が毎年度されないまま、多額の繰越金が生じている事例が見受けられた。

(広陵小学校 , 桜の宮小学校 , 井吹東小学校 , 本山中学校 , 港島中学校 , 小部中学校 ,

横尾中学校，本多聞中学校，平野中学校）

決算で剰余金が生じ，繰越金が多額となっている場合には，保護者への決算報告を行い，会計の透明性を図られたい。

(3) P T A 会費

P T A 会費については，P T A 自らが団体として徴収金額，支出内容等を決定し，物品等の調達も行っている。教職員は，P T A の会計事務のうち P T A 会費会計の預金口座の管理とその入出金事務を担当していた。したがって，学校園においては出納事務等現金管理について，P T A とともに，事務処理を適正に行う必要がある。事務処理については，おおむね適正に行われていたが，次のような改善または検討を要する事例が見受けられた。

前入金払いに該当する経費が一般支払として支出され，精算が行われていない事例が見受けられた。（長田南小学校，東須磨小学校，舞子小学校，須佐野中学校）

前入金払いに該当する経費の支出については，支払証拠書類を添付のうえ精算を行われたい。

前入金払いの精算戻入に際して，証拠書類の添付がなく，戻入額の確認が困難な事例が見受けられた。（広陵小学校，長田南小学校，舞子小学校）

前入金払いの精算に当たっては，支払証拠書類により精算額の確認を行われたい。

預金口座からの出金が支出決議書に基づいて出金されていないため，出納簿と預金口座残高が一致していない事例が見受けられた。（舞子小学校）

預金口座からの出金は支出決議書に基づいて出金し，出納簿と預金口座残高が照合できるようにされたい。

支払い証拠書類として，個々人の領収書を取る必要がある場合にもかかわらず，代表者の領収書しか取っていない事例が見受けられた。（丸山中学校，岩岡幼稚園）

必要な領収書を取るように入れたい。

以上，監査の結果を述べた。

今回の監査においては，準公費等について主として手続き事項の改善または検討を要する事例を指摘したが，各学校園においては標準化要綱等に準拠した事務処理が確保されていた。学校園で取り扱われている準公費等は多額な金額となっており，学校運営費等の公費とともに学校運営を支えている。

今後も、準公費等の取扱いに当たっては、保護者負担の軽減を考慮しながら、徴収額の決定と経費の効率的な執行に努めるとともに、適切かつ透明性のある管理を行われるよう希望する。

第 1 表 実地監査の対象校

(小学校12 中学校9 高等学校2 幼稚園5 養護学校1 合計29)				
校 園 名	所 在 地	児童・生徒数	学級数	
向 洋 小 学 校	東灘区向洋町中 6 - 2	561	18	
鶴 甲 小 学 校	灘区鶴甲 2 - 1 0 - 1	490	17	
中 央 小 学 校	中央区神若通 7 - 1 - 1	516	19	
荒 田 小 学 校	兵庫区荒田町 4 - 1 7 - 1	224	7	
広 陵 小 学 校	北区筑紫が丘 2 - 9 - 1	647	20	
桜 の 宮 小 学 校	北区若葉台 1 - 3 - 1 5	374	13	
長 田 南 小 学 校	長田区神楽町 1 - 3 - 1	222	10	
東 須 磨 小 学 校	須磨区堀池町 1 - 2 - 1	454	16	
福 田 小 学 校	垂水区乙木 3 - 3 - 1	613	20	
舞 子 小 学 校	垂水区西舞子 4 - 7 - 4 3	943	29	
井 吹 東 小 学 校	西区井吹台東町 5 - 3 2	1,214	35	
春 日 台 小 学 校	西区春日台 4 - 1	726	22	
本 山 中 学 校	東灘区岡本 3 - 3 - 1	675	20	
原 田 中 学 校	灘区船寺通 2 - 4 - 1	269	9	
港 島 中 学 校	中央区港島中町 3 - 2 - 2	480	16	
須 佐 野 中 学 校	兵庫区松原通 1 - 1 - 4 4	281	10	
小 部 中 学 校	北区山田町小部字向井谷 2 3 - 1	717	20	
丸 山 中 学 校	長田区大丸町 2 - 1 7 - 1	383	12	
横 尾 中 学 校	須磨区横尾 2 - 1 - 2	597	17	
本 多 聞 中 学 校	垂水区本多聞 2 - 1 6 - 1	517	16	
平 野 中 学 校	西区春日台 2 - 2 0	1,031	28	
御 影 工 業 高 等 学 校	東灘区御影中町 3 - 2 - 1	869	26	
兵 庫 商 業 高 等 学 校	北区鈴蘭台北町 1 - 2 4 - 1	774	20	
御 影 幼 稚 園	東灘区御影石町 3 - 1 3 - 1	113	4	
か ら と 幼 稚 園	北区唐櫃台 2 - 3 8 - 1 0	46	2	
名 谷 こ す も す 幼 稚 園	須磨区西落合 7 - 1 - 2	74	3	
小 束 山 幼 稚 園	垂水区小束山 7 - 8 6 8 - 7 3 5	78	3	
岩 岡 幼 稚 園	西区岩岡町古郷 2 9 4	157	5	
友 生 養 護 学 校	東灘区住吉東町 4 - 1 - 5 8	102	39	

(注) 1 児童・生徒数, 学級数は, 平成13年5月1日現在の数値である。

2 高等学校の生徒数, 学級数は, 定時制を含む。

第 2 表 平成 13 年度 準公費等の取扱状況

(小学校172 中学校83 高等学校11 幼稚園54 盲学校1 養護学校5 高等専門学校1 合計32

単位：千円

会計区分	校種	収入額	支出額	次年度繰越額
児童(生徒, 幼児)費	小学校	933,336	930,967	2,369
	中学校	1,484,188	1,348,034	136,154
	高校・高専	319,222	227,330	91,891
	幼稚園	81,419	81,311	107
	盲・養護学校	9,696	9,041	655
	合計	2,827,863	2,596,685	231,178
積立金	小学校	991,842	736,206	255,635
	中学校	1,962,264	924,948	1,037,315
	高校・高専	366,960	271,052	95,907
	幼稚園	7,914	7,821	93
	盲・養護学校	24,768	11,880	12,887
	合計	3,353,750	1,951,910	1,401,839
給食費	小学校	3,266,360	3,265,385	974
	中学校	127,194	126,000	1,194
	高校・高専	0	0	0
	幼稚園	4,789	4,789	0
	盲・養護学校	27,400	27,318	81
	合計	3,425,744	3,423,494	2,250
小計	小学校	5,191,539	4,932,560	258,978
	中学校	3,573,647	2,398,982	1,174,664
	高校・高専	686,182	498,383	187,799
	幼稚園	94,123	93,922	200
	盲・養護学校	61,865	48,240	13,624
	合計	9,607,358	7,972,090	1,635,267
同窓会費	小学校	20,814	4,495	16,319
	中学校	81,156	9,399	71,757
	高校・高専	86,819	22,016	64,802
	幼稚園	1,364	732	631
	盲・養護学校	1,424	228	1,195
	合計	191,578	36,872	154,705
PTA会費	小学校	352,796	189,914	162,882
	中学校	212,508	117,259	95,248
	高校・高専	75,573	32,799	42,773
	幼稚園	13,738	13,432	306
	盲・養護学校	9,280	4,064	5,215
	合計	663,897	357,469	306,427
小計	小学校	373,610	194,409	179,201
	中学校	293,664	126,658	167,005
	高校・高専	162,392	54,816	107,576
	幼稚園	15,102	14,165	937
	盲・養護学校	10,704	4,293	6,411
	合計	855,475	394,342	461,132
計 (+)	小学校	5,565,149	5,126,969	438,180
	中学校	3,867,312	2,525,641	1,341,670
	高校・高専	848,575	553,199	295,376
	幼稚園	109,226	108,087	1,138
	盲・養護学校	72,569	52,534	20,035
	合計	10,462,833	8,366,432	2,096,400

(注) 1 金額は、百円の位を切捨し、千円単位で表示した。したがって、合計と内訳の計が一致しない場合が

2 収入額には、前年度繰越額が含まれている。

3 生徒費(中学校)には、第3表の学年諸費、学校諸費、生徒活動費が含まれる。

4 生徒費(高等学校)には、第3表の学年諸費、検定諸費、生徒会費が含まれる。

5 幼児費(幼稚園)には、第3表の幼児費、入園諸費、進級諸費が含まれる。

6 中学校、幼稚園の給食費は、希望者のみの牛乳代である。

7 給食費とPTA会費には、教職員徴収分等が含まれる。

8 同窓会費には、同窓会基金会計が含まれる。¹²

9 PTA会費には、PTA特別会計、PTA基金会計が含まれる。

第 3 表 準 公 費 の 費 目 区 分 例

校 種	区 分	
	費 目	主 な 内 容
小 学 校	児 童 費	教材費，材料費(実習費等)，文集費，日本体育・学校健康センター費，神戸市学校園安全互助会費，校外学習費等
	積 立 金	修学旅行費，野外活動費，記念アルバム
	給 食 費	学校給食費
中 学 校	学 年 諸 費	副教材，実習教材，諸テスト，配布物費(生徒手帳，名札・学級章，学級写真)，校外学習費，進路指導費(進路の手引き)，造形の会，3年生を送る会，卒業諸費(記念アルバム，文集費)
	学 校 諸 費	文化行事費，日本体育・学校健康センター費，神戸市学校園安全互助会費，文集，学校だより等
	生 徒 活 動 費	生徒会活動費(執行部活動，委員会活動，諸行事等)，部活動費(各部活動，交通費，参加料等)
	積 立 金	修学旅行費，野外活動費
	ミルク給食費	ミルク給食費(希望者のみ)
高 等 学 校	学 年 諸 費	副教材，実習教材，諸テスト，配布物費(生徒手帳，名札・学級章，学級写真)，日本体育・学校健康センター費，神戸市学校園安全互助会費，健康診断，校外学習費，野外活動費，進路指導費(進路の手引き，就職用写真代)，雑費(文集，学校だより，記念アルバム，文集費等)等
	検 定 諸 費	各種検定料，テキスト代等
	生 徒 会 費	生徒会活動費(執行部活動，委員会活動，諸行事等)，部活動費(各部活動，交通費，参加料等)
	積 立 金	修学旅行費
幼 稚 園	幼 児 費	教材費，教育活動費(行事に必要な経費)，園外学習費
	入 園 諸 費	入園時に必要な経費 日本体育・学校健康センター費，神戸市学校園安全互助会費，PTA等分担金，誕生会費，名札・シール代，カラー帽子等
	進 級 諸 費	進級時に必要な経費 入園諸費とほぼ同じだが，入園時に購入し，卒園まで使用可能なものを除く
	積 立 金	記念アルバム
	牛 乳 代	牛乳代(希望者のみ)

- (注) 1 実地監査対象校園の状況を参考に作成した。
 2 幼稚園における入園諸費，進級諸費は年一回の別途徴収である。
 3 養護学校の小学部は小学校に，中学部は中学校に，高等部は高等学校に，幼稚部は幼稚園に準ずる。

第 4 表 平成 13 年度 準公費等の一人当たり徴収年額(小学校)

単位:円

費 目		向洋小学校	鶴甲小学校	中央小学校	荒田小学校	広陵小学校	桜の宮小学校	長田南小学校	東須磨小学校	福田小学校	舞子小学校	井吹東小学校	春日台小学校
児 童 費	1 年	9,300	11,000	7,000	10,000	9,900	9,000	7,700	11,000	10,450	7,000	13,000	11,000
	2 年	7,700	9,900	9,000	10,000	9,900	9,500	7,700	11,000	9,900	8,500	11,000	11,000
	3 年	10,000	11,000	10,000	10,000	13,200	12,000	8,250	12,100	11,000	9,500	14,000	11,300
	4 年	12,000	11,550	12,000	10,000	12,100	12,000	8,250	12,100	9,900	12,000	13,000	12,500
	5 年	13,600	15,400	12,500	11,000	15,400	13,500	9,350	14,300	11,000	12,000	15,000	13,500
	6 年	12,500	14,300	12,000	10,400	15,400	12,000	9,900	15,400	13,200	12,000	15,000	14,000
健康センター・互助会費	各学年	児童費に含まれる(920)	児童費に含まれる(920)	920	920	児童費に含まれる(920)	920	920	児童費に含まれる(920)	920	920	児童費に含まれる(920)	920
積立金	4 年	6,000		10,000	11,000	8,100	20,000	11,000	16,500		4,000		10,500
	5 年	16,000	26,400	24,000	6,000	29,700	20,000	22,000	24,200	13,500	23,000	17,200	4,500
	6 年	30,000	26,400	20,000	48,000	25,300	25,000	27,500	23,100	40,000	31,000	46,000	45,000
給食費	各学年	39,600	39,600	39,600	39,600	39,600	39,600	39,600	39,600	39,600	39,600	39,600	39,600
同窓会費	6 年	積立金に含まれる(200)	積立金に含まれる(200)	積立金に含まれる(300)		積立金に含まれる(200)	積立金に含まれる(200)			積立金に含まれる(300)	積立金に含まれる(500)	積立金に含まれる(200)	積立金に含まれる(200)
P T A 会費	各学年		2,420	3,000	4,800	3,000	3,600	3,300	2,750	2,750	3,000	1,200	
合 計	1 年	48,900	53,020	50,520	55,320	52,500	53,120	51,520	53,350	53,720	50,520	53,800	51,520
	2 年	47,300	51,920	52,520	55,320	52,500	53,620	51,520	53,350	53,170	52,020	51,800	51,520
	3 年	49,600	53,020	53,520	55,320	55,800	56,120	52,070	54,450	54,270	53,020	54,800	51,820
	4 年	57,600	53,570	65,520	66,320	62,800	56,120	63,070	70,950	53,170	59,520	53,800	63,520
	5 年	69,200	83,820	80,020	62,320	87,700	77,620	75,170	80,850	67,770	78,520	73,000	58,520
	6 年	82,100	82,720	75,520	103,720	83,300	81,120	81,220	80,850	96,470	86,520	101,800	99,520
全学年合計		354,700	378,070	377,620	398,320	394,600	377,720	374,570	393,800	378,570	380,120	389,000	376,420

(注) 給食費は184回(標準回数)実施したとする。

第 5 表 平成 13 年度 準公費等の一人当たり徴収年額(中学校)

単位：円

費 目		本山中学校	原田中学校	港島中学校	須佐野中学校	小部中学校	丸山中学校	横尾中学校	本多間中学校	平野中学校
学校諸費	各学年	2,320	4,300	920	3,500	2,000	3,620	2,500	4,000	2,000
学年諸費	1 年	26,000	27,000	27,500	23,300	35,700	31,500	25,500	42,400	27,000
	2 年	15,800	33,400	22,500	27,300	36,700	25,500	24,500	22,400	24,000
	3 年	40,800	44,400	44,600	46,300	35,900	41,500	42,500	39,400	36,000
生徒活動費	各学年	2,000	2,000	3,500	4,000	2,800	3,500	2,500	3,000	3,000
積立金	1 年	25,000	26,000	37,500	46,000	29,000	38,000	45,000	26,000	25,000
	2 年	28,000	26,000	39,000	26,000	29,000	38,000	33,000	26,000	52,000
野外活動費	1 年	学年諸費に含まれる(4,500)	7,000	5,000	5,000	学年諸費に含まれる(15,000)	積立金に含まれる(10,000)	15,000	学年諸費に含まれる(16,000)	12,000
	2 年	実施せず	学年諸費に含まれる(13,000)	1,2年時の積立金に含まれる(25,000)	1年時の積立金に含まれる(20,000)	学年諸費に含まれる(18,000)	積立金に含まれる(10,000)	1年時の学年諸費に含まれる(25,000)	学年諸費に含まれる(4,000)	1年時の積立金に含まれる(25,000)
同窓会費	1 年	300	300	300	200					
	2 年	300	300	300	200					
	3 年	300	300	300	200	学年諸費に含まれる(1,000)		学年諸費に含まれる(200)	学年諸費に含まれる(800)	学年諸費に含まれる(200)
P T A 会費	各学年	2,500	3,000	3,000	3,000	2,500	3,300	2,500	3,600	2,000
合 計	1 年	58,120	69,600	77,720	85,000	72,000	79,920	93,000	79,000	71,000
	2 年	50,920	69,000	69,220	64,000	73,000	73,920	65,000	59,000	83,000
	3 年	47,920	54,000	52,320	57,000	43,200	51,920	50,000	50,000	43,000
全学年合計		156,960	192,600	199,260	206,000	188,200	205,760	208,000	188,000	197,000

第 6 表 平成 13 年度 準公費等の一人当たり徴収年額(幼稚園)

単位：円

費目		御影幼稚園	からと幼稚園	名谷こすもす幼稚園	小束山幼稚園	岩岡幼稚園
入園諸費	年少	3,000	3,000	4,120	3,140	3,398
進級諸費	年長	2,500	2,550	1,520	3,020	3,080
幼児費	年少	18,000	20,000	24,000	18,700	20,700
	年長	18,000	20,000	24,000	18,700	21,800
積立金	年長	6,825				
同園会費	年長	1,000	幼児費に含まれる (400)	800		
PTA会費	年少	3,000	4,000		2,200	3,600
	年長	3,000	4,000		2,200	3,600
合計	年少	24,000	27,000	28,120	24,040	27,698
	年長	31,325	26,550	26,320	23,920	28,480
全学年合計		55,325	53,550	54,440	47,960	56,178

(注) 1 絵本代は幼児費に含まれているが、御影幼稚園(選ぶ本により金額異なる)、からと幼稚園(年少4,320円、年長4,680円)については別途徴収で、表の合計額に含まれていない。

2 園外学習費は幼児費に含まれているが、御影幼稚園、岩岡幼稚園については事後徴収で、表の合計額に含まれていない。

第 7 表 平成 13 年度 準公費等の一人当たり徴収年額(高等学校)

単位：円

費 目		御影工業高等学校
学 年 費	1 年	26,100
	2 年	11,000
	3 年	12,800
工業科諸費	1 年	9,400
	2 年	12,000
	3 年	6,000
生徒会費	1 年	12,000
	2 年	10,000
	3 年	10,000
積立金	1 年	50,000
	2 年	35,000
	3 年	9,600
諸 費	1 年	1,600
	2 年	1,600
	3 年	2,000
同窓会費	1 年	1,000
	2 年	
	3 年	3,000
育友会費	1 年	5,000
	2 年	3,000
	3 年	3,000
合 計	1 年	105,100
	2 年	72,600
	3 年	46,400
全学年合計		224,100

単位：円

費 目		兵庫商業高等学校	
学 年 諸 費	1 年	43,000	
	2 年	23,000	
	3 年	26,000	
検 定 諸 費	1 年	15,000	
	2 年	10,000	
	3 年	10,000	
生徒会費	1 年	6,100	
	2 年	5,600	
	3 年	5,600	
積立金	商業科	1 年	35,000
		2 年	40,000
		3 年	21,000
	国際経済科	1 年	50,000
		2 年	50,000
		3 年	21,000
同 窓 会	1 年	2,400	
	2 年	2,400	
	3 年	2,400	
育 友 会 費	1 年	8,100	
	2 年	7,600	
	3 年	7,600	
部 活 動 後 援 会	1 年	2,000	
	2 年	2,000	
	3 年	2,000	
合 計	商業科	1 年	111,600
		2 年	90,600
		3 年	74,600
	国際経済科	1 年	126,600
		2 年	100,600
		3 年	74,600
全学年合計	商 業 科	276,800	
	国 際 経 済 科	301,800	

第 8 表 平成 13 年度 準公費等の一人当たり徴収年額（養護学校）

単位：円

費 目	友 生 養 護 学 校							
	小 学 部		中 学 部		高 等 部		幼 稚 部	
学 部 預 り 金	1 ~ 3 年	7,200	各 学 年	16,200	各 学 年	16,200	各 学 年	9,800
	4 ~ 6 年	10,500						
修 学 旅 行 積 立	5 年	18,000	1 ~ 2 年	32,000	1 ~ 2 年	41,000		
生 徒 会 費			各 学 年	600	各 学 年	600		
学 校 給 食 費	各 学 年	39,600	各 学 年	39,600	各 学 年	39,600	各 学 年	39,600
同 窓 会 費	4 ~ 6 年	600	各 学 年	600	各 学 年	600		
P T A 会 費	各 学 年	5,000	各 学 年	5,000	各 学 年	5,000	各 学 年	5,000
合 計	1 年	51,800	1 年	94,000	1 年	103,000	各 学 年	54,400
	2 年	51,800						
	3 年	51,800	2 年	94,000	2 年	103,000		
	4 年	55,700						
	5 年	73,700	3 年	62,000	3 年	62,000		
	6 年	55,700						
全 学 年 合 計		340,500		250,000		268,000		108,800

（注）1 学部預り金は，小学部は児童費に，中学部は学校諸費と学年諸費に，高等部は学年諸費に，幼稚部は幼児費に準ずる。

2 給食費は184回(標準回数)実施したとする。